

石巻市地域商品券事業 加盟店舗募集要項

1. 資格要件

本事業に参加し、地域商品券を取り扱うことのできる店舗（以下「加盟店」という。）は以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- (1) 石巻市内に所在する店舗のうち、以下の①～④いずれにも該当しないこと。
 - ①店舗を構えていない場合（ネット販売等）
 - ②下記「7. 商品券利用の対象にならない物品等」に記載の物品、サービス等のみを取り扱う場合。
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業形態である場合。
 - ④その他石巻市が適当でないと認める場合。
- (2) 法令又または条例に違反していないこと。
- (3) 登録申請者等が暴力団（宮城県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- (4) 暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。

2. 申込方法

加盟店の登録を希望される方は、以下の方法で登録申請を行うことができます。

「石巻市地域商品券登録フォーム」に必要事項を記入し、送信する。

<https://forms.gle/aw7umeygZxJe6saP6> または右記 QR コード



※難しい場合は、事務局までご相談下さい。

【事務局】 〒986-0822 石巻市中央2丁目9-18 石巻商工会議所地域・人づくり支援課

【TEL】 0225-22-0145

3. 申込受付期間（予定）

令和8年3月16日（月）から令和8年4月10日（金）

上記期間を過ぎた場合、商品券販売時に配布する加盟店一覧に記載されません。

HPの加盟店一覧には掲載となります。

4. 申請書の記載項目について

(1) 店舗名・所在地等

申請書は原則として事業者ごとに行ってください。商品券の精算も事業者単位で行います。商業施設等一つの施設内に複数のテナントがある場合、同一事業者が運営する異なる種類の売場（食料品売場、衣料品売場等）については、一つの店舗とみなし同一の申込でも構いません。

(2) 誓約事項

誓約事項に同意する場合はチェックをしてください（チェックがない場合、加盟店登録を行うことができませんのでご注意ください）。

5. 登録後

加盟店登録完了後、登録完了通知及び関連ツール（取扱マニュアル、ポスター等）が届きます。なお、登録完了後であっても以下に該当する場合、換金の停止や登録の取消しを行う場合があります。

- (1) 登録申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- (2) 営業形態が公序良俗に反すると認められた場合
- (3) 本要項に違反する行為が認められた場合
- (4) 石巻市が換金の停止や登録の取消しが適当と判断した場合

6. 加盟店の責務

加盟店は次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 事業の加盟店であることが明確になるよう、配付するポスターを消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が利用期間中に商品券利用を申し出たときは、下記「7. 商品券利用の対象にならない物品等」を除き、商品券利用額を加盟店が確認し値引きを行います。加盟店として商品券の利用対象外としたい物品、サービス等がある場合は、消費者に分かりやすく明示してください。
- (3) 石巻市から指示があった場合（立入調査への対応を含む）は、その指示内容に従ってください。
- (4) 加盟店の登録内容に変更があった場合は、速やかに届け出てください。
- (5) 事業の実施に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、加盟店側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めてください。
- (6) 事業終了後、本事業に関して行うアンケート調査にご協力ください。

7. 商品券利用に関する制限

- (1) 商品券利用の対象にならない物品等は下記のとおりとなります。
 - ア 出資又は債務（税金、保険料、振込手数料、電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金等）の支払
 - イ 事業活動に使用する原材料、機器類、仕入商品等の購入
 - ウ たばこの購入
 - エ 換金
 - オ 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - カ 土地、家屋等の不動産及び資産性の高いものの購入
 - キ 家賃、地代、駐車料金（一時預かりを除く。）等の支払
 - ク 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る料金の支払
 - ケ 特定の宗教団体又は政治団体の活動に関わるもの及び公序良俗に反するものへの支払
 - コ 会費、商品又はサービスの引換券等代金を前払いするもののうち、有効期限が令和9年3月31日を越えるものへの支払
 - サ その他、市長が指定するもの

8. 商品券利用に関する注意事項

- (1) 商品券は地元券・共通券の2種類です。

共通券は全ての加盟店でも使用できますが、地元券は石巻市に本店を有している加盟店でのみ使用できます。（大型店・チェーン店・フランチャイズ店等は使用できません。）
- (2) 商品券と現金の交換は禁止します。
- (3) 商品券の利用期間は、令和8年11月30日までです。
- (4) 額面以下の利用であっても、釣銭は渡さないでください。
- (5) 不足分は、現金等他の方法で決済してください。

9. 商品券の精算

- (1) 商品券の利用実績は換金期間に請求した際に集計されます。
- (2) 月に2回、集計された利用実績に基づき各加盟店の指定口座に換金額を振り込みます
換金及び振込手数料は石巻市が負担します。
- (3) 換金精算の期日
各月15日までに請求を受理した分を翌月5日にお振込みします。

各月末日までに請求を受理した分を翌月 20 日にお振込みします。

(ただし、振込日が金融機関の窓口休業日の場合は、その前営業日とします。)

10. その他

- (1) 詳細なオペレーションについては、取扱いマニュアル（加盟店舗決定後に送付）を参照してください。
- (2) 加盟店において広報告知物を作成する際に、専用ホームページに掲載する規定のもの以外を使用する場合は、事前に石巻市の承認が必要となります。
- (3) 消費者への不利益を与える行為や、故意に石巻市等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の停止、登録の取消しを行うほか、損害賠償を求める場合がございます。
- (4) 本事業は、石巻商工会議所、石巻かほく商工会、石巻市牡鹿稲井商工会、河南桃生商工会及び石巻市の協力を得て実施しています。同様な事業を実施する場合、加盟店に対しご案内をさせていただくことがございます。
- (5) 本要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、石巻市がその対応を決定します。
- (6) 国の交付金を活用した事業のため、国の方針等によって、本要項の内容が変更される可能性があります。